

令和8年度加古川市地域クラブ活動支援補助金交付要綱

令和8年6月23日
教育総務部長決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、令和8年8月より開始する加古川地域クラブ活動（以下「かこ☆くら」という。）のうち、ソフトボール、ハンドボール及びサッカーについて、既存部活動に先行して地域展開を実施するにあたり、部活動に参加する生徒との公平性を確保し、保護者負担の軽減を目的として、予算の範囲内において加古川市地域クラブ活動支援補助金（以下「活動支援補助金」という。）を交付することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象地域クラブ）

第2条 活動支援補助金交付の対象となる地域クラブは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）「かこ☆くら活動ガイドライン」を遵守し、加古川市が本登録した地域クラブ。
- （2）活動種目がソフトボール、ハンドボール及びサッカーの地域クラブ。
- （3）暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。）の統制の下にない地域クラブ。

（補助対象事業の実施期間）

第3条 補助対象事業の実施期間は、令和8年8月1日から令和9年3月31日までとする。

（活動支援補助金の種類等）

第4条 活動支援補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

（活動支援補助金の交付）

第5条 地域クラブは、規則第17条第1項の規定により活動支援補助金の交付を受けようとするときは、地域クラブ活動支援補助金請求書（様式第1号）及び出席簿を市長に提出しなければならない。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月21日から施行する。

別表（第4条関係）

種類 補助金の	性質	事業費補助
範囲 補助金の	対象経費	かこ☆くらに従事するサポーターに対する謝金
補助金の補助率又は額	補助率	100%
	補助金の額	各月の補助額は、次の①から③までに掲げる額のうち最も低い額とする。 ① 76,800 円 ② 次の算定方法により算出した額 算定額＝一時間あたり謝金×時間×日数×人数 それぞれの項目の算出方法は次のとおりとする。 ・一時間あたり謝金：1,600 円。ただし、地域クラブの規約等に定める一時間あたり謝金が 1,600 円未満の場合は規約等で定める一時間あたり謝金とする。 ・時間・日数：かこ☆くらの実際に活動する時間及び日数とし、週あたりの活動時間の上限を 11 時間とする。 ・人数：時間あたり 2 名までとし、実際の活動人数とする。 ③ (令和 9 年度以降の月会費－令和 8 年度の月会費) × 加古川市立中学校及び義務教育学校に通う生徒数※ ※部活アプリで地域クラブへの参加が確認できる生徒に限る。